

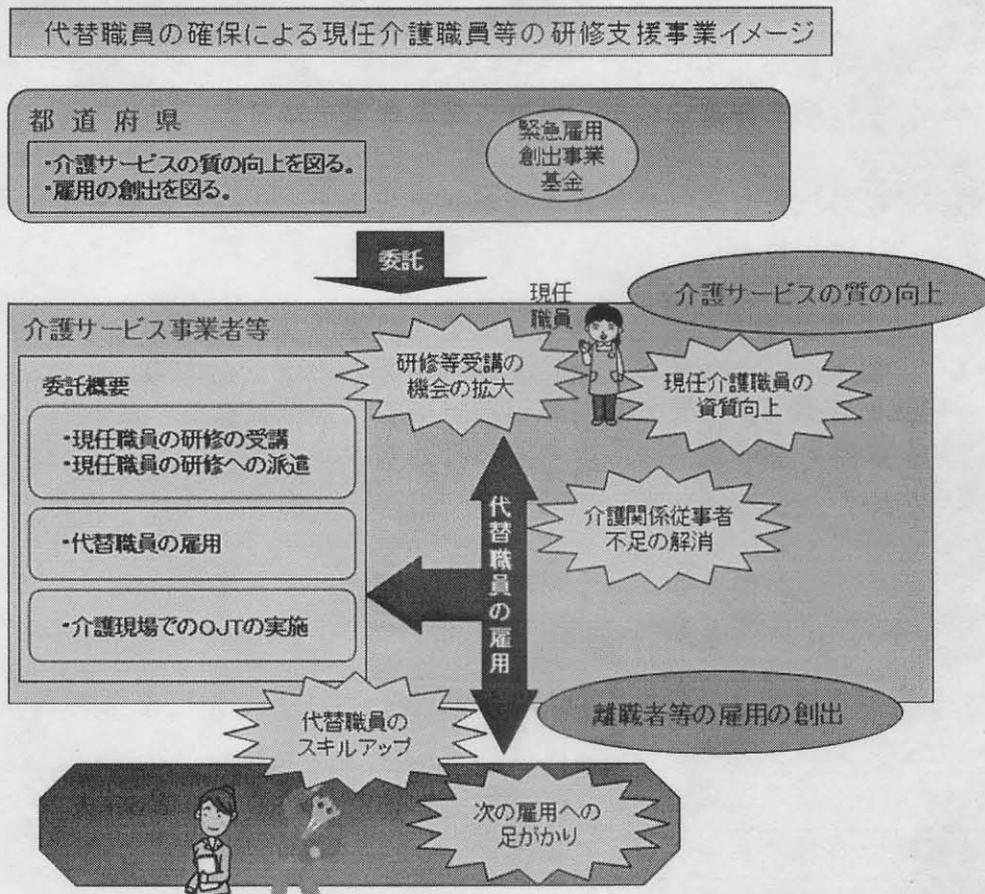
現任介護職員等研修支援事業(平成22年度)

★現任介護職員等研修支援事業とは・・・

県内における介護施設・事業所等の介護サービスの質の向上のため、円滑な研修等の受講ができるよう研修に派遣された介護職員等の代替職員の雇用を行います。また、代替職員の雇用を行うことにより、急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者等の雇用を創出します。

さらに、代替職員に対しては、介護施設・事業所等介護現場でのOJTを実施することにより、必要な知識や技能、取り組み姿勢を身につけ、次の雇用につながるようスキルアップを目指します。

事業のイメージとしては下の図のようになります。



★代替職員の雇用期間等について

代替職員の雇用は、現任介護職員等が研修を受講する（講師として派遣する）期間の**4倍までの雇用期間**をこの事業で雇用（委託費に算入）することが可能です。

また、法人等が複数の事業所を有していれば、複数の事業所の現任介護職員等が研修を受講する期間を合算することができます。

例えば・・・

- 〇〇法人 A事業所の介護職員4人を延べ20日間研修へ派遣
- B事業所の看護職員2人を延べ10日間研修へ派遣

合わせて30日間の研修期間だから、 $30日 \times 4倍 = 120日$ の代替職員の雇用が可能

→ 例1) 代替職員1人をA事業所で120日間雇用する。

→ 例2) 代替職員2人をそれぞれA事業所、B事業所で60日間ずつ雇用する

【応募概要】 詳細については県ホームページをごらんください。

<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/28/kensyu-shien22.html>

- ① 応募期間：3月3日～3月10日（予定）
- ② 応募方法：郵送又は持参
- ③ 応募対象：介護保険施設、居宅介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、地域密着型介護サービス事業所、介護予防支援事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホームを有する法人等
- ④ 提出書類：事業提案書、事業計画書、研修計画書、就業規則及び給与規則等
- ⑤ 委託内容：主な内容は次のとおり
 - ・計画的な現任介護職員等の研修等の受講の推進
 - ・代替職員（離職者等）の雇用
 - ・代替職員のスキルアップのためのOJT等の実施
- ⑥ 委託先の選定：

企画提案のプロポーザル方式とし、委託先の選定にあたっては審査会にて提案内容等の審査を行い、委託先を決定する。
- ⑦ 委託料：

（代替職員の給与総額（通勤手当等を含む）＋社会保険料等事業主負担金所要額＋諸経費）×1.05
- ⑧ 代替職員の対象となる職種：

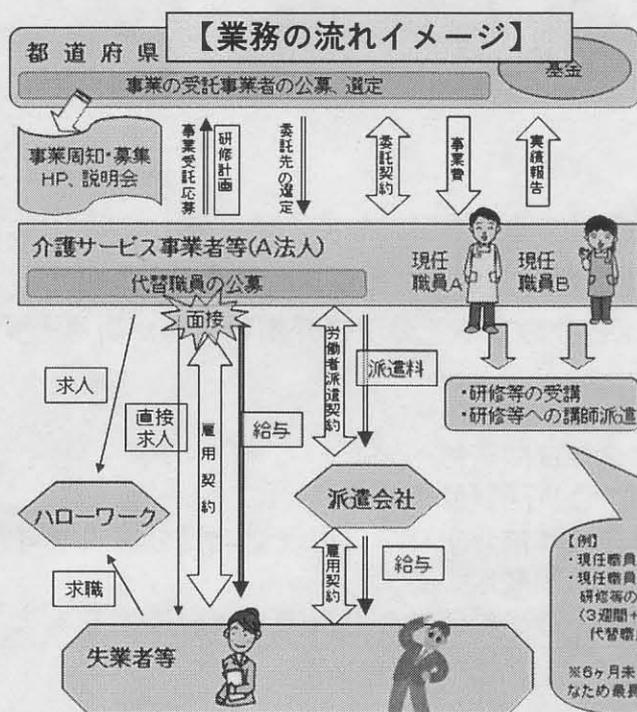
介護保険法及び老人福祉法の人員基準で定める職種（医師・事務職・調理員を除く）
- ⑨ 対象となる研修等：

介護サービスの質の向上に資する研修等
- ⑩ 対象となる経費：

代替職員の人件費、諸経費、消費税（※原則人件費の割合は9割以上）
- ⑪ 代替職員の給与等：

支給額は1日当たり7,920円を標準とするが、介護施設・事業所等の給与体系に準じて設定することは可能
- ⑫ 代替職員の募集方法：

原則、公共職業安定所への求人申込で行うこととするが、文書による募集や直接募集等を行うことも可能とするが募集の公開を図ることが条件



お問い合わせ先
 熊本県健康福祉部高齢者支援総室
 介護サービス班 担当：高山、松岡
 TEL：096-333-2219
 FAX：096-384-5052

【例】
 ・現任職員A ○○研修を3週間受講
 ・現任職員B △△研修講師として1週間派遣
 研修等の日数の4倍未満までの雇用が可能であるため、
 (3週間+1週間)×4=16週間
 代替職員1人を16週間以内で雇用可能！
 ※6ヶ月未満の雇用が原則であるが、1回の更新が可能
 ため最長1年未満の雇用が可能となる。